

●香川県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から令和3年10月12日付けで、指定を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和3年10月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
高松市	略		高松市	略	
	高松市東谷コミュニティセンター	略		高松市東谷コミュニティセンター	略
	高松市香川町多目的研修集会施設	高松市香川町安原下第3号 194番地1		高松市古高松南コミュニティセンター	略
	高松市古高松南コミュニティセンター	略		略	
	略			高松市中川文化センター	略
	高松市中川文化センター	略		略	
	旧鶴尾中学校	高松市松並町639番地1		高松市太田中央コミュニティセンター	略
	高松市太田中央コミュニティセンター	略		略	
	略			略	
略		略			